

# 立川市立西砂小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 7 月 11 日(金)作成

平成 26 年 9 月 24 日 (水) 改訂

平成 26 年 11 月 13 日 (木) 改訂

平成 27 年 6 月 30 日 (火) 改訂

校 長 内野 康之

平成 30 年 3 月 31 日 (木) 改訂

校長 小崎 仁

平成 31 年 4 月 1 日 (月) 改訂

校長 田中 義典

## はじめに

立川市教育委員会が「立川市いじめ防止基本方針」を策定したことを受けて、平成 26 年 7 月 11 日に、西砂小学校いじめ問題対策委員会として、いじめ防止基本方針を以下の通りに策定した。

また、平成 29 年 3 月に文部科学大臣により「いじめの防止等のための基本的な方針」が最終改定されたこと、同年 12 月 28 日に立川市教育委員会により「立川市いじめ防止基本方針」が改訂されたことを機に、西砂小学校では平成 30 年 3 月 1 日に「立川市立西砂小学校いじめ防止基本方針」を改訂した。

## I いじめの定義

子供と一定の人間関係のある他の子供が行う心理的または物質的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）により、当該行為の対象となった子供が精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。起こった場所は、学校の内外を問わない。

## II いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた子供の尊厳及び人権を脅かすとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、子供の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての子供はいじめを行ってはならない。また、子供といじめの関係は、いじめを「受ける」「行う」「はやしたてる」「傍観する」の 4 つの態様があり、いじめを観衆及び傍観することも行ってはならない行為である。

## III いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、すべての子供に関する問題であり、西砂小学校でも起きるという認識の下、西砂小学校は日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決する必要がある。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、保護者も学校と連携して、いじめの防止に取り組むことが重要である。

とりわけ、日常的に子供の声をしっかりと受け止め、早期発見、早期対応を基本として、立川市、西砂小学校、保護者、地域住民及び事業者等、地域社会全体で協力して取り組むことが必要である。

### 1 学校の役割

### ① いじめに関する子供の理解を深める。

子供がいじめについて深く考え理解するために、道徳の時間、学級活動、児童会活動等の全ての教育活動を通じ、主体的な取り組みを通して、子供に「いじめは絶対に許されない」ことを自覚させ、行動するように促す。また、学級等における集団の秩序を確立し、閉塞感をもたせないようにするなど、前向きかつ主体的に学ぶ集団作りを進めるとともに、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

### ② いじめから子供を守る

いじめに関する情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるように、家庭との連携の下、いじめられた子供を組織的に守っていく。軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、学校として組織的に対応することが重要である。

### ③ いじめ防止に向けた子供の行動を支える

いじめに関する情報を教員や保護者等に伝えた子供など、いじめ防止に向けて勇気を持って行動した子供を守るとともに、児童会活動における子供の主体的な取り組みを支援する。

### ④ 校長がリーダーシップを発揮し、教職員が組織的に一丸となって取り組む

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るために、教職員の研修等を通じ、教職員にいじめを察知し、的確に指導できる力を身につけさせるとともに、校長のリーダーシップの下、校内指導体制を確立して組織的な取り組みを迅速かつ適切に行い、いじめの解決を図る。

## 2 家庭の役割

### ① 家庭でいじめを正しく認識する

保護者は、子供がいじめを行うことのないよう、家庭で話し合い、子供にいじめは許されない行為であることを十分に理解させるとともに、規範意識を養う指導に努める。また、子供がいじめにあっていないかどうかを子供との会話や子供の表情等から把握し、いじめを受けている可能性を感じたら、学校へ連絡する。

### ② 家庭と学校はパートナーである

子供の健やかな成長を図る上で、学校と家庭の連携が重要である。家庭と学校の連携は西砂小学校の学校経営方針の柱である。学校と家庭との連絡、相談を密にし、協力していじめ防止等に取り組むことが大切である。

## 3 地域社会

### ① 社会全体で子供を守る

子供をいじめから守るためには、立川市、西砂小学校、保護者、地域住民及び事業者等が連携し、地域社会全体で子供を見守り、いじめを許さない、見逃さない社会をつくるのが大切である。

そのために、保護者、地域住民及び事業者等は、子供の登下校の見守りや挨拶、地域の催し物の際の関わりなど、これまでも行われている地域の見守り活動や登下校時の安全確認、子供たちへの挨拶や声かけを、地域で連携して行うことにより、子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

### ② いじめを発見したら、迷わず通報する

保護者、地域住民及び事業者等は、いじめを発見した場合は、西砂小学校、立川市または関係機関等に速やかに連絡、相談するなど、学校等が行ういじめの防止等の取り組みに協力するように努める。

## IV 学校における取り組み

### 1 立川市立西砂小学校 いじめ防止基本方針の策定

- ・市条例第9条第2項の規定により「西砂小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。
- ・いじめ防止研修等を通して、チェックリスト等を活用して振り返りを行い、常に「西砂小学校 いじめ防止基本方針」の見直しを図っていく。

### 2 組織の設置

#### ① いじめ防止等に関わる校内組織

西砂小学校は平成26年7月1日に「いじめ問題対策委員会」を設置する。この委員会の構成員は、校長、副校長、生活指導主幹、教育相談担当（養護教諭）、（いじめ問題に関連した）当該学級担任、スクールカウンセラー（またはハートフルフレンド）、特別支援教育支援員、及び校長や副校長が指名した者とする。

#### ② 重大事態が発生した場合の校内組織

重大事態が発生した場合には、西砂小学校は、当該重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査組織を設置する。調査組織の構成員は、校長を責任者とし、副校長、生活指導主幹、教務主幹、市教育委員会指導主事及び教育相談員、その他市または校長が指名した者とする。

### 3 学校におけるいじめ防止等に関する取り組み

西砂小学校は、市と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止・再発防止等に向けた効果的な対策を講じていくとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

#### ① 未然防止

子供たち一人一人に「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成し、いじめに向かわせないための指導を行う。

- ・道徳教育や人権教育を充実させる。
- ・特別活動を重視し、学級活動や委員会活動、学校行事を通して、規律正しく、主体的に学校生活を送る集団づくり及び良好な人間関係構築を行う。
- ・校内研修等を通して、子供理解や指導力の向上を図る。
- ・教育活動全体を通して、子供たちが主体的に考え、適切に判断し、行動できる力を培う。また、児童・生徒がいじめの問題について議論するなど、いじめ防止に資する活動を行う。
- ・子供たち及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。
- ・家庭訪問や個人面談、学校便りを通じた家庭との緊密な連携・協力体制を築く。
- ・いじめに対応する時間を確保するため、学校の指導体制の整備を推進するとともに、教員の業務負担の軽減を図る。
- ・スクールカウンセラーと子供たちや教員の面談を行い、未然防止を図る。
- ・ケータイ安全教室や情報モラル教室を実施し、インターネット上のいじめ防止に努める。
- ・SNSの利用状況等に関する調査結果を児童や保護者に示し、インターネット上のいじめ防止に努める。
- ・幼保小連携（交流活動、入学説明会、職員交流等）を通して、幼児や保護者に対するいじめ未然防止に係る取組を企画・立案したり、啓発活動を行ったりする。

## ② 早期発見

教職員、子供、保護者がそれぞれの立場でいじめを見逃さない環境及び体制を構築する。

- ・各学期1回のふれあい（いじめ防止強化）月間、いじめ解消・暴力根絶旬間におけるアンケート調査（西砂小 心のアンケート）を実施し、早期の段階のいじめも見逃さないようにする。（アンケートは、管理職が全児童分チェックし、担任のチェック漏れを防止する。）回収したアンケートは5年間保管する。

- ・子供及び保護者がいじめの実態を伝えやすい体制を整備する。（学級担任やスクールカウンセラー・ハートフルフレンド・養護教諭・学年教諭と子供とのラポールの形成を全校で取り組む。）

- ・保健室やふれあい広場の利用（教育相談担当養護教諭やスクールカウンセラー・ハートフルフレンド及び特別支援教育支援員の活用、いじめ電話相談窓口の周知等、子供が安心して相談できる環境を整備する。（スクールカウンセラーによる「いじめ相談窓口」を設置する。）

- ・スクールカウンセラーや巡回相談員に各教室を参観してもらい、いじめや差別等、各学級で気になる点を確認してもらい。参観後は、管理職や教育相談担当教員との会議を行い、共有する。

- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有を徹底する。（毎週金曜日の夕会を情報や対策の共有の場とする。）

- ・保護者や地域との連携により、いじめに関する情報提供を受ける。

## ③ 早期対応

いじめ（疑いを含む）を発見した場合は、先入観にとらわれず、迅速かつ的確な対応を組織的に行う。

- ・いじめを発見したら、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、すぐに管理職または生活指導主幹へ知らせる。

- ・知らせを受けた管理職または生活指導主幹は、すぐに「いじめ問題対策委員会」を開催させる。（いじめ問題対策委員会は、いじめに関して情報収集、分析を行い、いじめと認定した場合には、「いじめが解決されたことが確認されるまで定期的に会議を行い、対策を継続的に講じていく。」

- ・いじめられた子供・いじめた子供への聞き取りと指導をすぐに行う。（担任・学年主任等複数で聞き取りに当たる。）

- ・「いじめ問題対策委員会」でいじめと認定された場合には、臨時職員会議を行い、全教職員で情報を共有し、全教職員で対応にあたる。

- ・いじめ問題対策委員会がいじめと判断した事例については、必ず市教委へ報告する。

- ・いじめられた子供及びいじめを知らせた子供の安全確保の徹底を図り、安心して学校生活を送れるような環境を確保する。

- ・いじめた子供に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で適切な指導を行う。出席停止の措置を行うことも考えられるが、その際は、出席停止の期間における学習への支援等の教育上必要な措置を講じ、当該児童の立ち直りを支援する。

- ・いじめの観衆やはやしたてた子供に対しては、いじめが自分の問題としてとらえられるように指導する。

- ・いじめの指導に当たっては、いじめた子供の保護者と連携し、保護者への支援・助言を適切に行い、再発防止に努める。

- ・いじめの対応に当たっては、必要に応じて関係機関等との相談・連携を図るとともに、スクールカウンセラーと連携して対応する。また、心理や福祉等の専門的知識を有する者の派遣が必要と判断した場合には、市と連携して適切に対応する。

- ・いじめを受けた子供及びいじめを行った子供並びに当該の子供の家庭に対して、専門的な知識を有する者を活用し、必要な支援、指導、助言、その他いじめ防止等のための対策を講ずる。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合には、警察への相談を行う。

- ・いじめを行った子供に対して学校が指導を行ったにもかかわらず、いじめを繰り返すような場合は、別室登校の措置を図ったり、場合によっては出席停止制度を検討したり、等の適切な対応を検討する。
- ・必要に応じ、PTAにも協力を要請する。

#### ④ いじめ解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめの加害児童及びその保護者がいじめの事実を認め、学校が、学校または第三者同席の上での被害児童及びその保護者に対する謝罪の場を設けるなど、加害児童からの心からの謝罪を引き出すことが肝要である。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも継ぎの2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月以上止んでいる。

いじめ被害が重大である場合などは、より長期間、いじめに係る行為が止んでいる状態を確認する必要がある。また、この期間は、加害及び被害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。いじめに係る行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

- ・いじめの被害児童が心身の苦痛を感じていない。

被害児童及びその保護者が、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで、被害児童への支援を継続するため、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、いじめの加害児童及び被害児童について、保護者や関係機関と綿密な連携を図り、心の問題の解消がなされるよう、日常的に注意深く観察、指導する。

#### ⑤ 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、いじめられた子供の安全確保を第一とし、市と連携して、当該事案の解決に向けた対応を迅速かつ的確に行う。

- ・いじめられた子供の安全確保と心のケアを確実に行うとともに、安心して学校生活を送れるような環境を確保する。
- ・いじめた子供への対応も組織的に行う。
- ・校長を責任者とする調査組織を設置し、市及び関係機関と連携して当該事案の調査及び対応方針を策定し、迅速かつ的確に対応する。
- ・重大事態への対応に当たっては、市及び関係機関との相談・連携を図るとともに、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門的知識を有する者と連携して、当該事案の解決に総力を挙げて取り組む。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合は、警察への相談を行う。
- ・市条例10条に規定する立川市いじめ防止対策審議会が行う重大事態にかかわる調査に協力する。
- ・重大事態にかかわる再調査を行う必要がある場合は、市条例11条に規定する立川市いじめ問題調査委員会が行う調査に協力する。
- ・緊急保護者会を市教委とともに開催し、保護者や地域・関係機関と連携する。

※重大事態…いじめ防止対策推進法 第28条

- 1 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺を企画した場合・身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合。）」
- 2 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑

いがあると認めるとき。」

## V その他

いじめ問題への対応に当たっては、市条例 16 条の規定により、いじめに関する通報、いじめへの対応等に関連した市、西砂小学校、保護者、地域住民及び事業者等の関係者は守秘義務を負い、当該事案について知り得た個人情報の保護及び取り扱いに万全を期さなければならない。